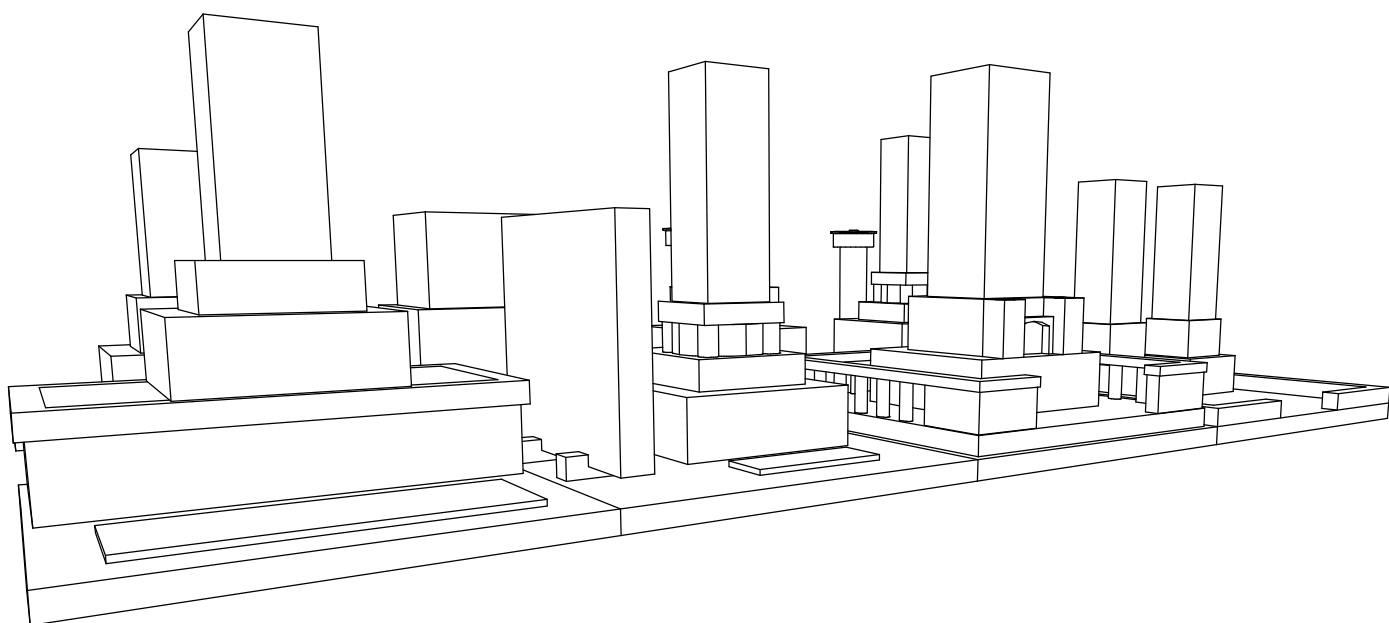


加納穴釜

令和6年度 第1回
市営墓地募集案内



市 営 墓 地 募 集 案 内

1 所 在 地

加納穴釜墓地 岐阜市加納堀田町2丁目11-1

2 交 通 機 関

岐阜バスの場合 「加納竜興町」下車後、徒歩約5分

加納めぐりバスの場合 「加納堀田町2丁目」下車後、徒歩約1分

3 募 集 区 画 数

24区画

※場所については、別紙「図面」をご覧ください。

※大洞墓地と併せて応募することはできません。

※応募にあたっては、9つの区分から選んでください。(第2希望まで選ぶことができます。)

区分については、6～7ページ「加納穴釜墓地 使用者募集区画 一覧」をご覧ください。

※使用する区画番号は、応募の際に選択することはできません。区画番号の決定方法の詳細は、4ページ「区画の決定方法」をご覧ください。

4 広 さ 及 び 使 用 料

6～7ページ「加納穴釜墓地 使用者募集区画 一覧表」をご覧ください。

5 応 募 で き る 方

①岐阜市に住所を有する方

②埋蔵する焼骨のある方(分骨のみの方は対象になりません。)

③同一世帯で他に市営墓地を使用していない方

※県道岐阜羽島線拡幅工事のため、加納穴釜墓地から大洞墓地へ移転された方は、加納穴釜墓地に応募できます。

④6か月以内に墓碑を建立できる方

以上の条件を全て満たす方

●当選後上記の条件を満たさないことが判明した場合は使用承認を取消すことがあります。

6 申 込 先 等

岐阜市役所 市民生活部 市民生活政策課(9階)

下記必要書類をお持ちのうえ、開庁時(平日8時45分～17時30分)にご来庁ください。

※郵送での申込を希望する方は、申込書を郵送しますので、市民生活政策課へご連絡ください。なお、郵送いただいた必要書類に不備がある場合、受付せず返送させていただきます、あらかじめ書類の提出を依頼しますので、ご了承ください。

必要書類

①納骨予定者の死体火葬許可証

(他の墓地から移転する場合はその墓地の管理者が発行する埋蔵証明書)

②申請者の世帯全員の住民票 1通

③申請者と納骨予定者との関係が確認できる戸籍謄本等 1通

④63円切手、94円切手 各1枚

※②、③については返還いたしません。(死体火葬許可証はコピーを取り返還いたします。)

※他の墓地から移転する場合は、岐阜市営墓地への納骨時に、その墓地の所在地の市町村長等が発行する改葬許可証が必要となります。

原
本

募集期間	抽選日等
6 / 3 ~ 7 / 1 (郵送の場合は7 / 1 必着)	7月17日 午前10時 (抽選番号等は後日郵送にてお知らせします。)

*体調がすぐれない場合は、抽選会への参加をご遠慮ください。

7 そ の 他

3ページ「応募に際しての注意事項」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

岐阜市役所 市民生活部 市民生活政策課 電話 214-2176

《使用承認条件》(次のことを守らない場合は、使用承認を取り消すことがあります)

- 1 墓地以外の目的で使用しないこと
- 2 使用権を譲渡又は転貸しないこと
- 3 6ヶ月以内に墓碑を建てること
- 4 墓地の区画および市指定の墓石設置基準を遵守すること
- 5 施設修繕、天災等により移転等の処置の必要が生じた場合には市の指示に従うこと
- 6 法令や条例等に違反しないこと

《墓石設置基準および設置上の注意》

- 1 墓石の高さは、基礎を含めて地盤から180cm以下としてください。
- 2 使用区画内に墓石以外のもの(囲い・樹木等)を設置しないでください。
- 3 上記以外のものを設置する場合は、市民生活政策課へご相談ください。
- 4 使用区画内で造作等を行う場合は、墓地工事施行届を市民生活政策課に提出してください。

《墓地使用上の注意》

- 1 次のような場合は、その都度市民生活政策課へ届け出てください。
所定の届書用紙がありますので、お問い合せください。

	墓地が不用になったとき	使用者が死亡したとき	生前に承継するとき	住所又は氏名を変更したとき	使用承認証を紛失したとき	焼骨の埋蔵するとき
届(申請)書名	返還届	使用承継承認申請書	使用承継承認申請書	使用者住所(氏名)変更届	使用承認証再交付申請書	埋蔵届
必 要 書 類 例	戸籍謄本等	○	○	○ ※氏名変更の場合		
	住民票	○	○ 現使用者の本人確認書類も必要	○ ※住所変更の場合		
	交付済の使用承認証	○	○	○		
	誓約書		○			
	使用承継同意書		△ 直系血族の方は不要			
	祭祀主宰者申立書			○		
	埋火葬許可証					○

2 使用区画内の清掃や修繕は各自で行い、いつもきれいにしよう努めてください。

3 次の規定に該当したときは、無縁墳墓として墓碑等を一定の場所に改葬又は移転することがあります。

①使用者が死亡して5年以内に使用権承継の届出がないとき。

②使用者が住所不明となり、7年を経過したとき。

加納穴釜墓地 応募に際しての注意事項

- * 1名の焼骨に対し、1名のみ応募ができます。
例えば、父親の焼骨に対し、長男及び別世帯の二男の2名が申し込むことはできません。
- * いずれも、過去に墓地として使用されていた区画で、返還手続きを経て、再度、使用者を募集する区画です。
- * 現状での使用となります。当選後の現地改修には応じることはできません。
- * 募集区画の境界には、杭やプレートを設置しています。申込前に現地にて、希望される区画の場所や境界、寸法をご確認ください。また、墓碑の高さを180cm以内としてください。
墓碑を建立される前に、改めて境界杭の間の寸法をご確認いただき、規定の寸法及び境界を超えないようにしてください。現地で境界の位置や寸法に不明な点がある場合は、市に連絡してください。(必要に応じ、市職員が申込者または工事施行業者の方と現地で立ち合い確認します。)
墓碑建立後、市職員が現地確認を行います。高さや許可寸法を超えている場合は、是正を求めますのでご了承ください。(目視できる墓碑はもちろん、土中にある基礎コンクリートや塗布しているモルタルについても許可寸法に含まれます。)
- * 市では石材店を斡旋していません。
- * 現在、大洞墓地をご使用されている方で、県道岐阜羽島線拡幅工事のため、加納穴釜墓地から大洞墓地へ移転された方は、加納穴釜墓地に応募することができます。
なお、当選された場合、新しい区画の使用料及びその墓碑の移転に係る費用については、当選された方にご負担いただきます。また、現在ご使用の大洞墓地の区画は返還していただきます。
- * 墓地永代使用料納入後は、どのような理由があっても全額を返金することはできません。納入前に必ず現地をご確認ください。(未使用の場合は使用料の1/2、使用後の場合は使用料の1/3の返金となります。)
- * 岐阜市墓地条例、同施行規則など関係法令に照らし審査した結果、応募をお断りする場合があります。

<区画の決定方法>

1 応募方法

6～7ページ「加納穴釜墓地 使用者募集区画一覧表」の区分 A～I から希望する区分を選択してください。第2希望まで応募することができます。

(第1希望のみの応募でも可能です。)

ただし、募集期間終了後は、希望区分及び希望順位の変更はできません。

2 区画番号の決定方法

同じ区分に応募された方の中で、抽選により6～7ページ「加納穴釜墓地 使用者募集区画一覧表」の当該区分内の記載順に使用区画を決定します。

(使用する区画番号は、応募の際に選択することはできません。)

3 抽選の方法

(1) 第1希望の区分において、上記2のとおり、抽選により使用者の決定を行います。

(2) 第1希望の区分で落選した方について、第2希望の区分において、第1希望による使用者が決定されなかった区画の中で、上記2のとおり抽選により使用者を決定します。

(すでに第1希望での応募数が募集数に達している場合は、第2希望の抽選は行いません。)

また、第1希望のみの応募の方は、(3)の補欠当選者の抽選にうつります。

(3) 第1希望、第2希望のいずれの区分も落選した方については、第1希望の区分での補欠当選者を抽選により決定します。

補欠当選者は、各区分2名とします。

(4) 第1希望の補欠抽選で落選した方については、第2希望の区分において(3)で決定した補欠当選者が区分ごとに設定した人数(各区分2名)以下の場合に限り、補欠抽選を行い、補欠当選者を決定します。この場合、(3)において第1希望で決定した補欠当選者の次の順位から決定します。

(5) (3)及び(4)による補欠当選者については、(1)及び(2)による当選者が辞退をした場合、補欠当選者の上位者から順番に使用の意思確認等の通知をお送りし、使用者を決定します。

辞退が生じなかった場合や順番がまわってこなかった場合、市からの連絡はありませんのでご注意ください。

【抽選会場のご案内】

抽選日時 令和6年7月17日（水） 午前10時から

抽選場所 岐阜市司町40番地1
岐阜市役所6階 6-1大会議室

会場案内図



- ※ 抽選結果については、抽選日の午後に市ホームページに掲載するとともに、必ず郵送にて通知いたしますので、**抽選会に参加する必要はありません。**
- ※ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いください。
- ※ 駐車場を利用する場合、駐車券を抽選会場までご持参のうえ、抽選はがきとともに係員にご提示ください。駐車料金は2時間まで無料となります。また、お帰りの際、1階総合案内、1階守衛室前（東口）、2階総合案内（東口）、3階東口のいずれかにて駐車券を提示してください。（駐車料金の減免に必要な手続きとなります。）

加納穴釜墓地 使用者募集区画 一覧表

同じ寸法の区画を1つの区分として、区画面積の小さい順に9つに分類しています。

区分A 3 区画

区画番号		寸法			金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
12	28	1	110	115	212,500
		2	110	115	212,500
		3	110	115	212,500

区分B 3 区画

区画番号		寸法			金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
9	25	1	160	90	241,900
		2	160	90	241,900
		3	160	90	241,900

区分C 2 区画

区画番号		寸法			金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
5	15		125	125	262,500
	16		125	125	262,500

区分D 5 区画

区画番号		寸法			金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
3	45	1	160	100	268,800
		2	160	100	268,800
		3	160	100	268,800
		4	160	100	268,800
		5	160	100	268,800

区分E 2 区画

区画番号		寸法			金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
46	39	1	170	100	285,600
		2	170	100	285,600

裏面にもあります

区分F 4 区画

区画番号			寸法		金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
12	20		180	100	302,400
		1	180	100	302,400
15	15	1	180	100	302,400
		2	180	100	302,400

区分G 2 区画

区画番号			寸法		金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
8	4	1	160	125	336,000
		2	160	125	336,000

区分H 2 区画

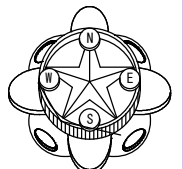
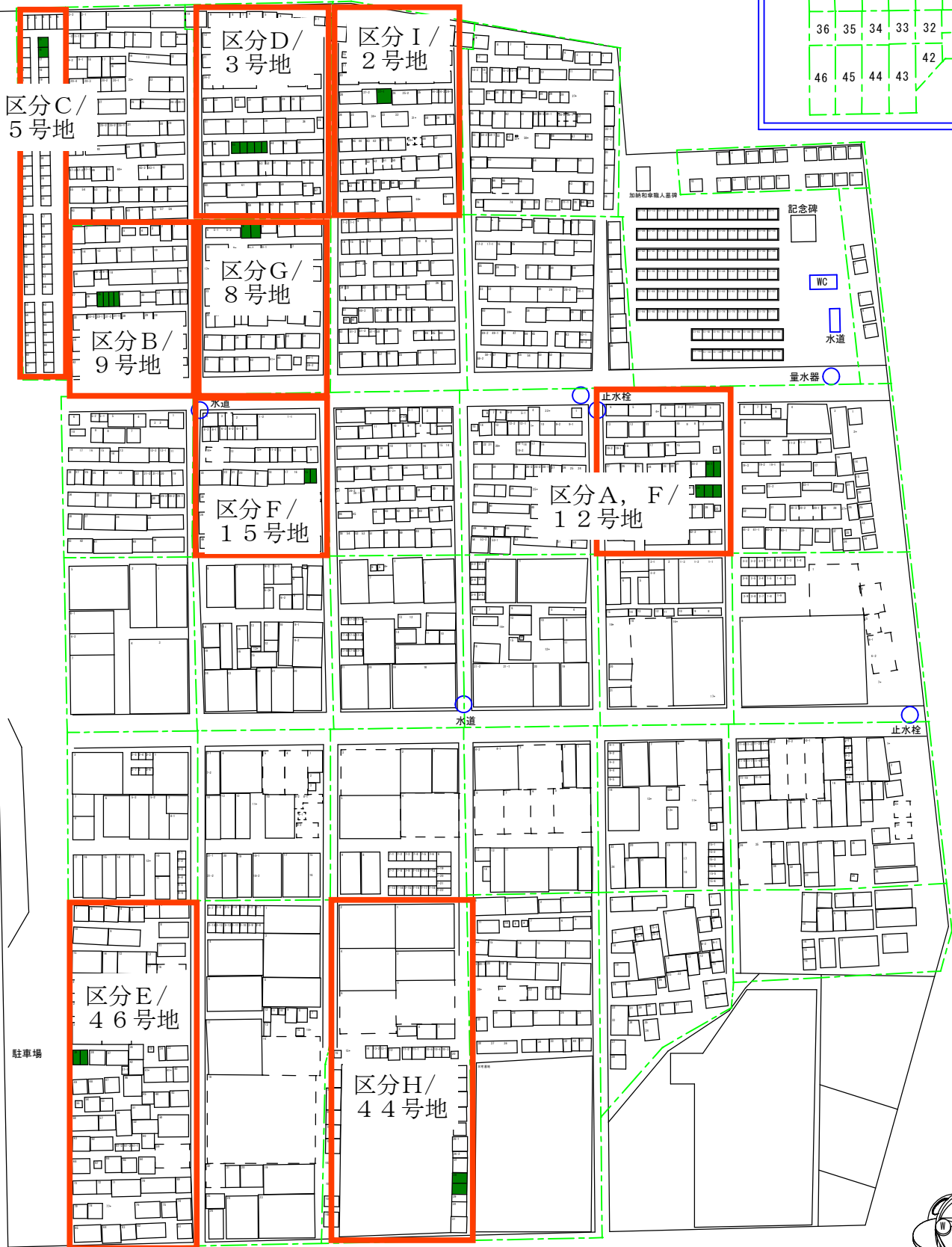
区画番号			寸法		金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
44	28	1	130	180	393,100
		2	130	180	393,100

区分I 1 区画

区画番号			寸法		金額
号地	記号番号	枝番	縦(cm)	横(cm)	
2	27	1	180	180	544,300

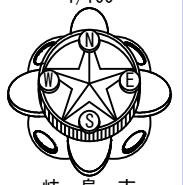
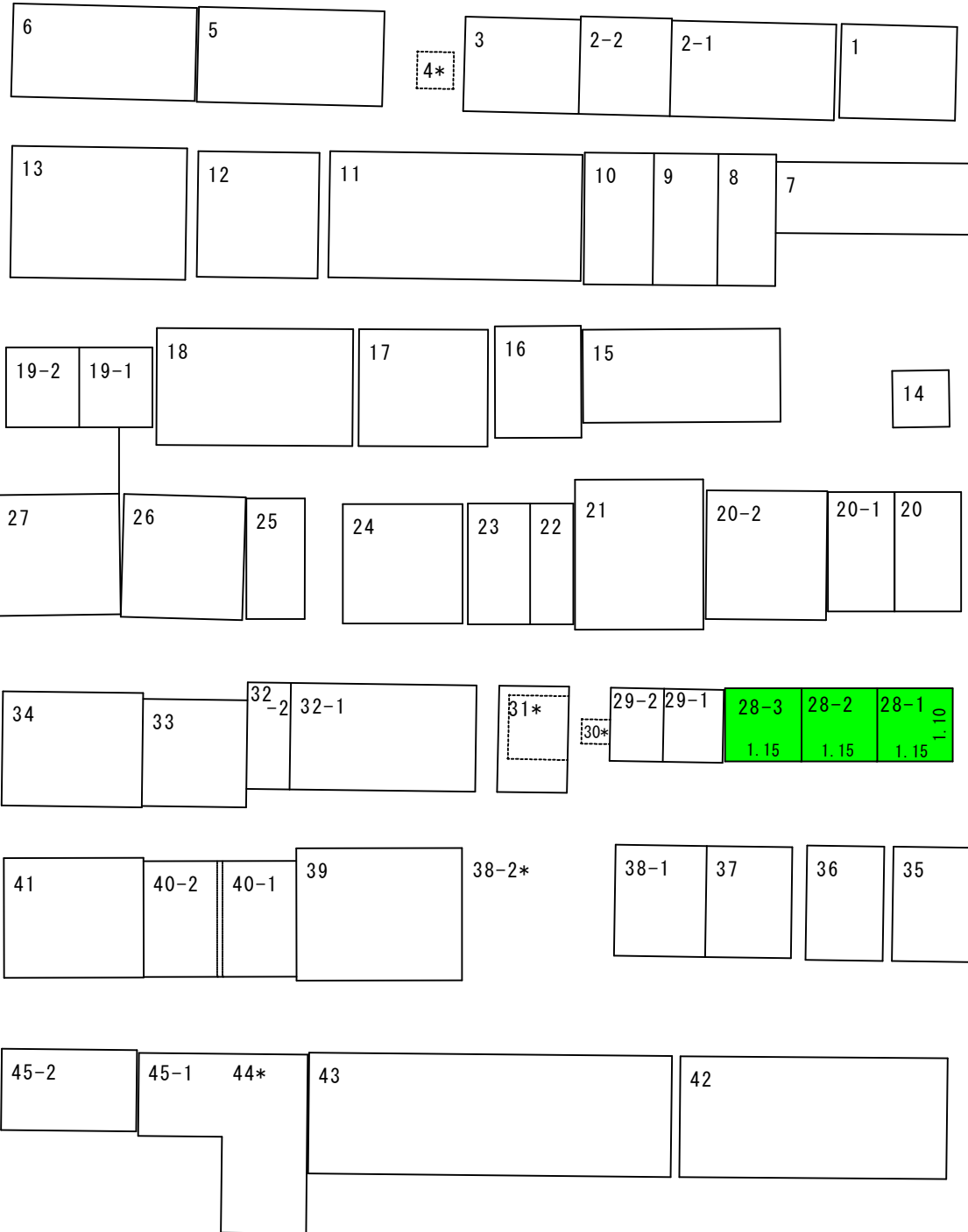
※寸法は、南北方向を縦、東西方向を横としています。

24 区画

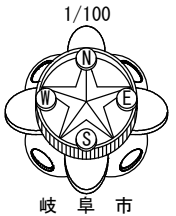
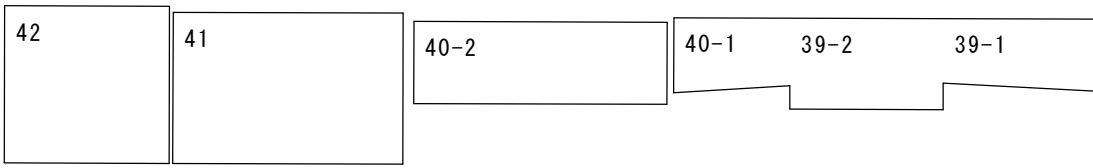
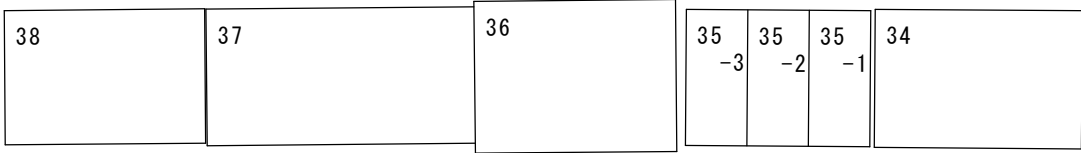
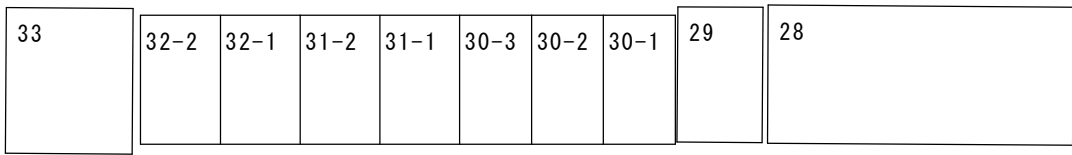
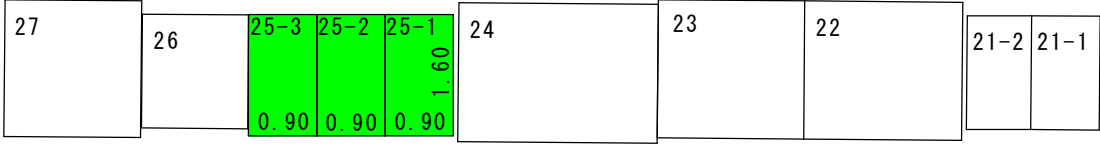
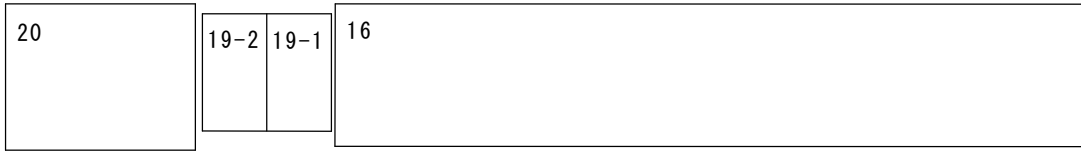
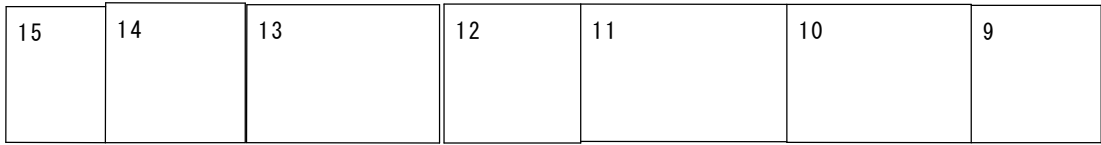
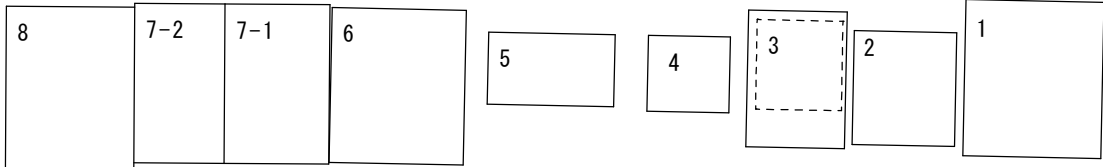


岐阜市

区分 A 1 2 号地



区画 B 9 号地

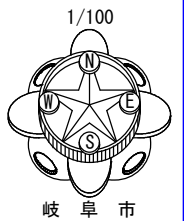


区分 C 5 号地

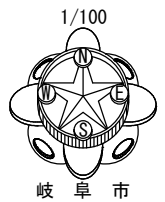
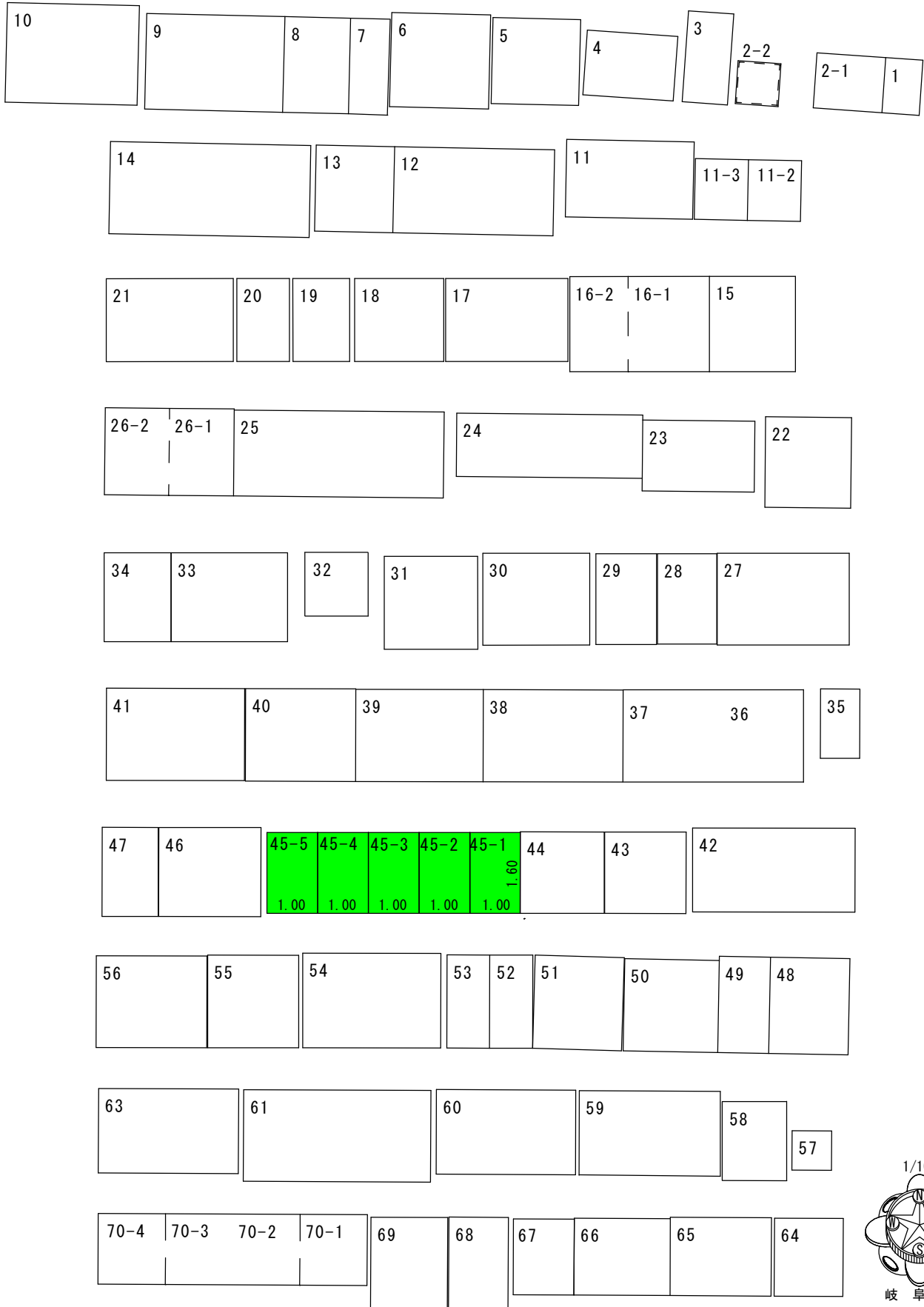
1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

7	1.25	15
8		1.25
9		16
10		1.25
11		17
12		18
13		19
14		20
		21
		22

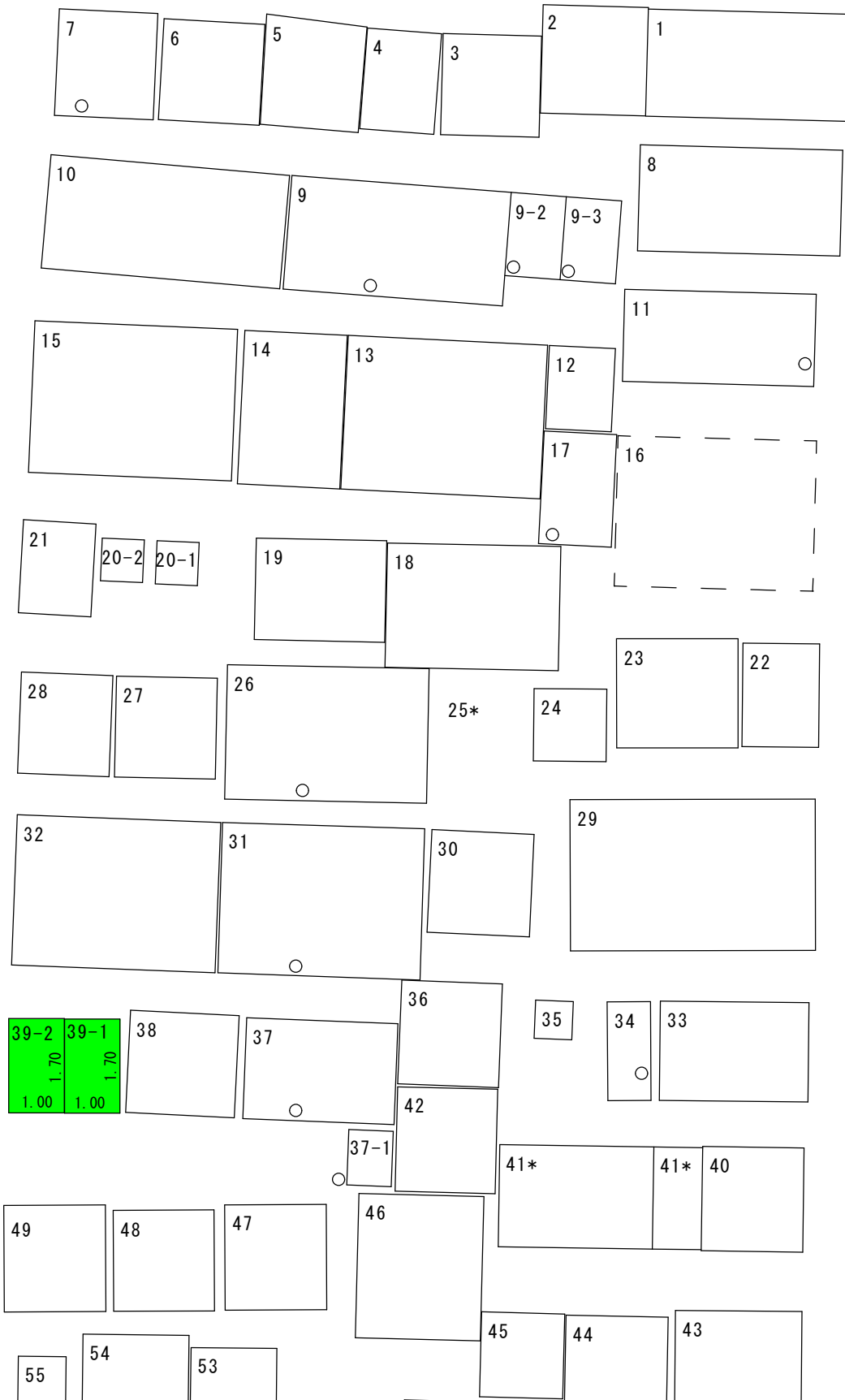
23		31
24		32
25		33
26		34
27		35
28		36
29		37
30		38



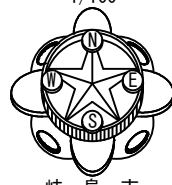
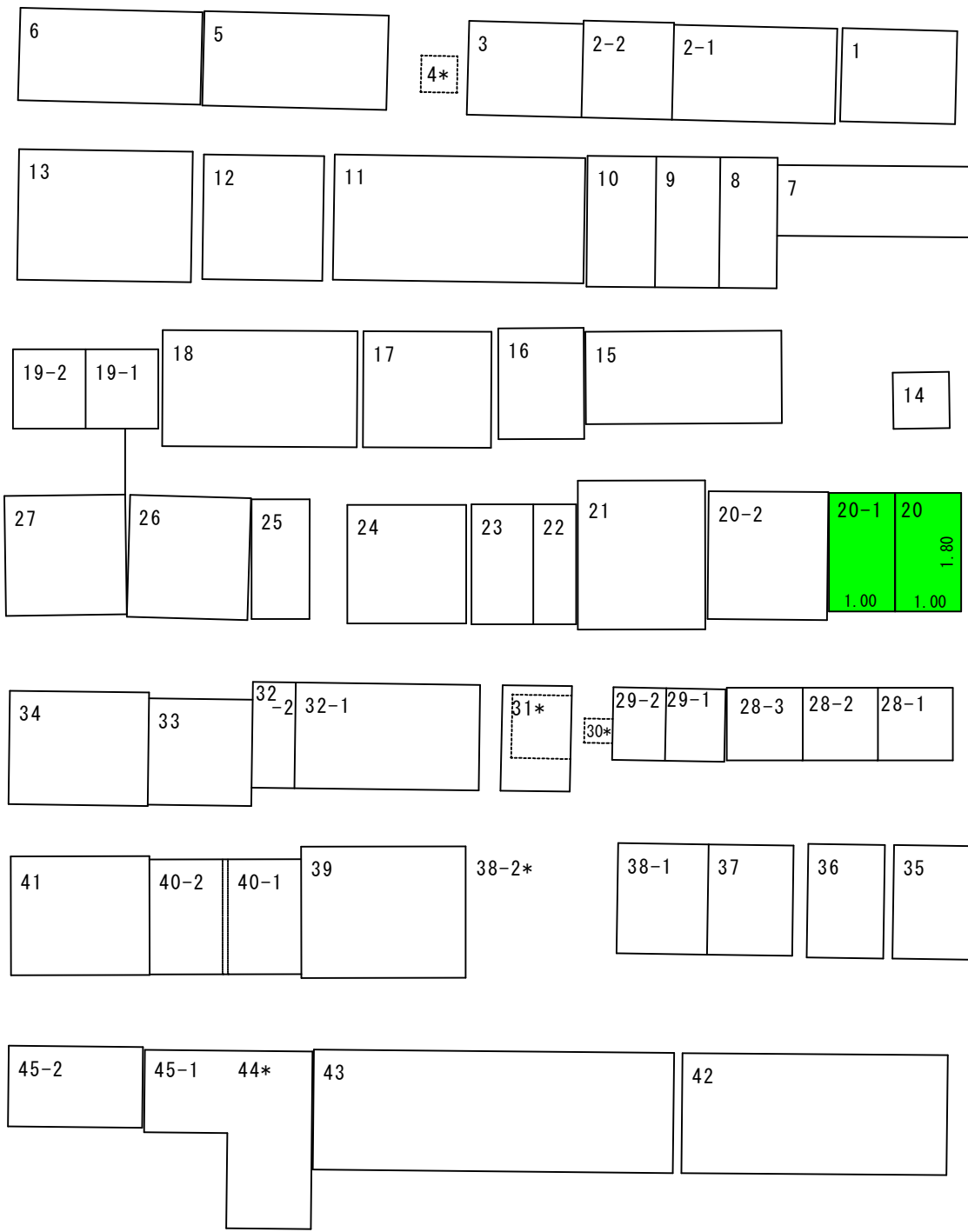
区画D 3号地



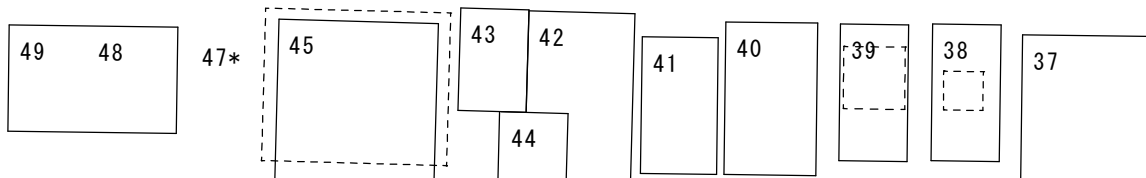
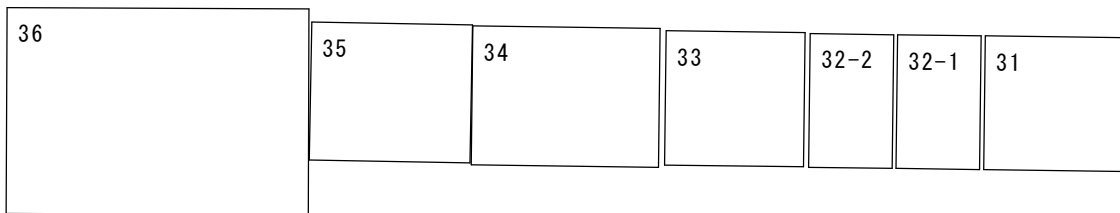
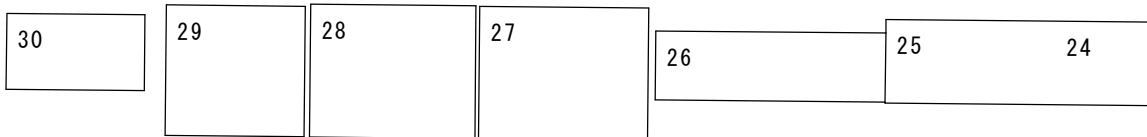
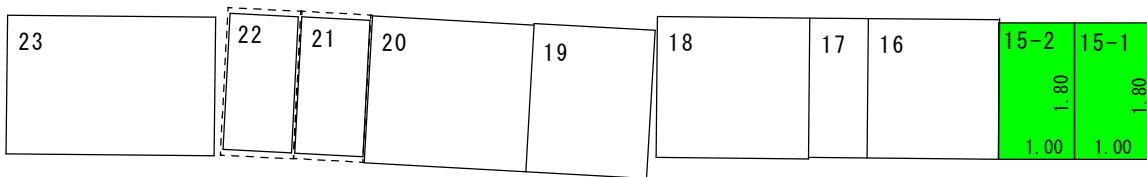
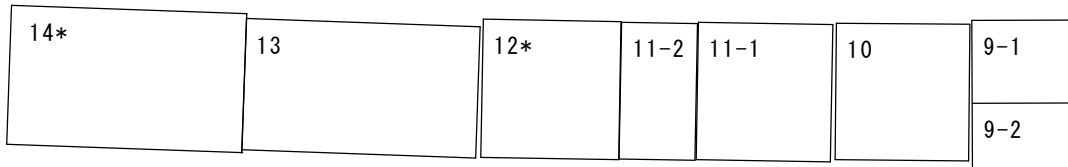
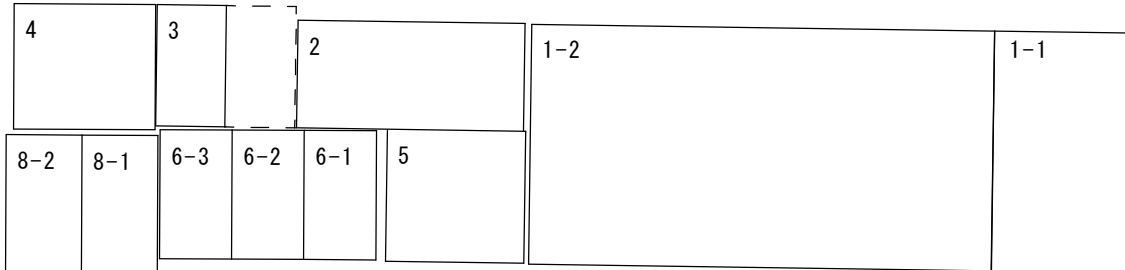
区分 E 4 6 号地



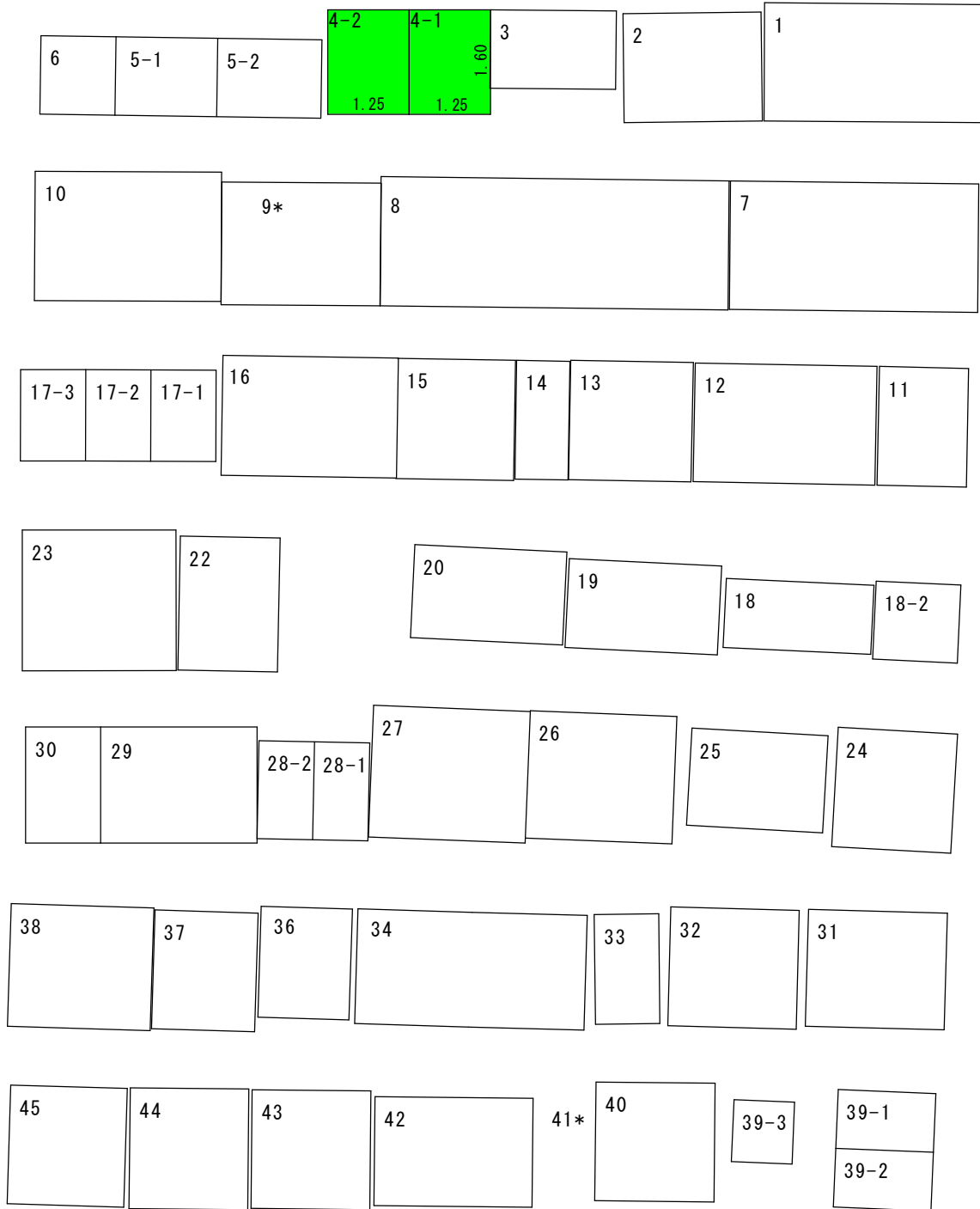
区分 F 1 2 号地



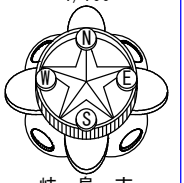
区分 F 15 号地



区分 G 8 号地

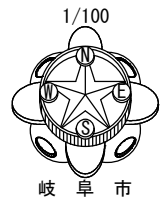
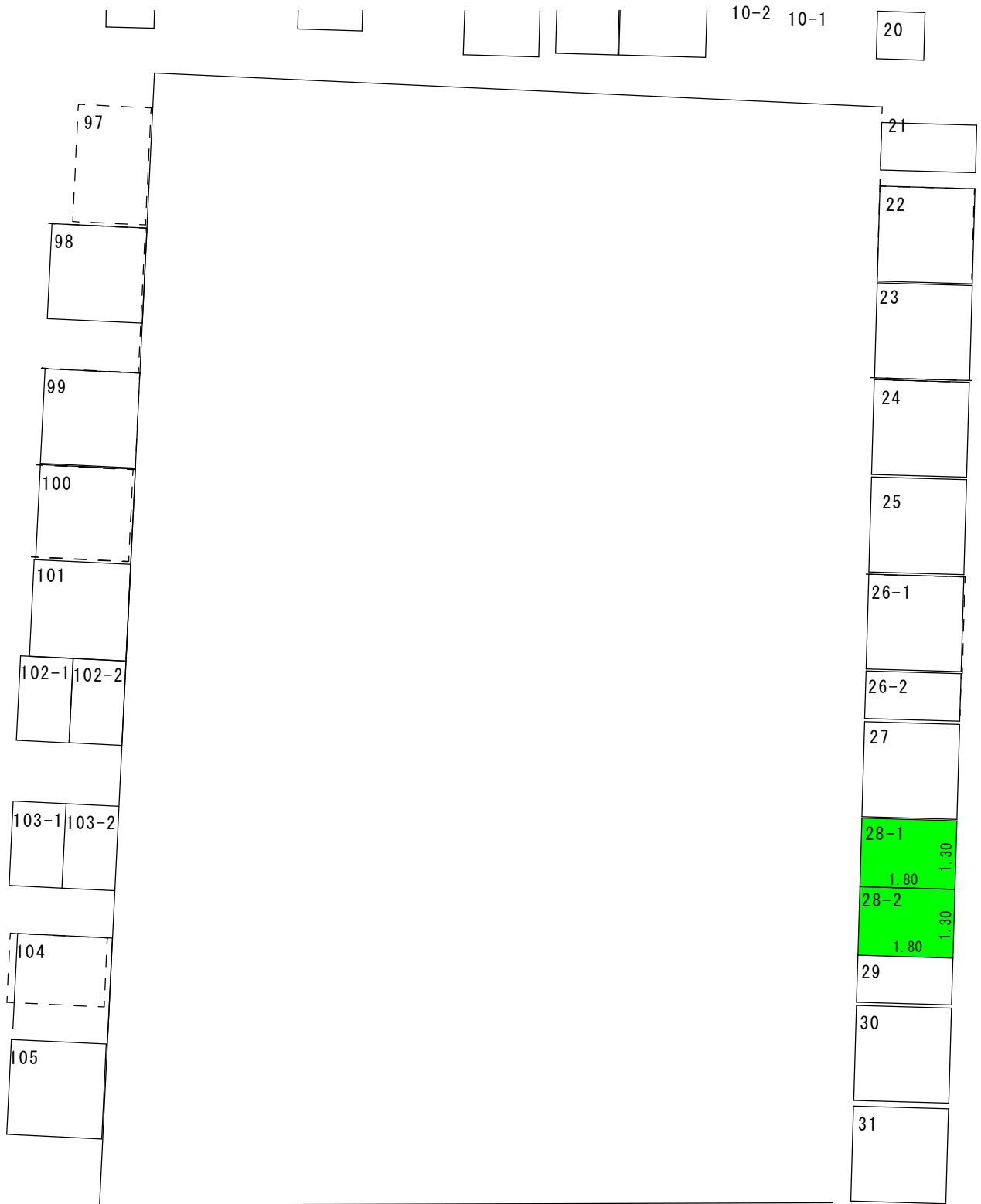


1/100

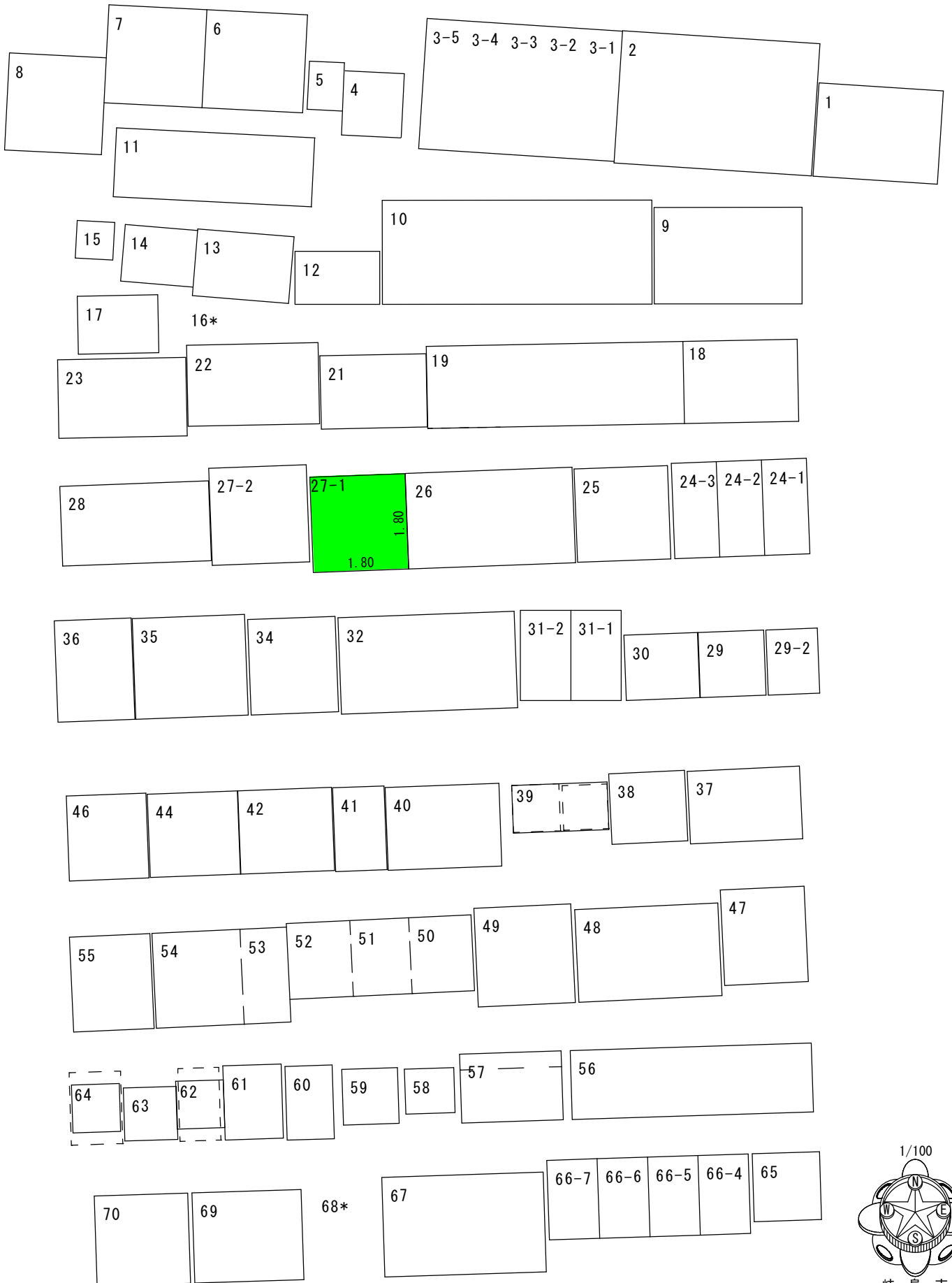


岐阜市

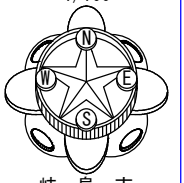
区分H 4 4号地



区分 I 2号地



1/100



岐阜市